

令和6年第1回大台町議会定例会

提出議案概要



令和6年3月

報告第2号 専決処分の報告について
(江原橋橋梁修繕工事請負契約の変更について)

【理由】

令和6年2月22日付けで締結した変更請負契約については、契約金額の増額が当初契約の5%を超えず、その金額が500万円以内であったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく議会の委任による町長の専決事項として変更契約を行ったため、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

【契約の概要】

別冊「令和6年度 第1回大台町議会定例会資料」をご参照ください。

同意第4号 大台町監査委員の選任について

【理由】

議会議員のうちから選任する監査委員の辞職に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、新たな監査委員を選任するため、議会の同意を求めるもの

【内容】

- 氏名 : 元坂 正人氏
経歴 : 定例会資料を参照
任期 : 議決の日から令和8年2月11日（議員の任期）まで

議案第4号 財産の無償譲渡について

【理由】

令和5年度において、既に区の承諾を得て公の施設としての位置づけを廃止した下記の4施設において、当該施設の管理者である区（認可地縁団体）に対して無償譲渡を行いたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

➤ 財産の表示

- (1) 宮野集会所
所在地 多気郡大台町栴原字宮野西出1249番地4
構造 鉄骨造スレートぶき平屋建
延床面積 170.71㎡
- (2) 下楠集会所
所在地 多気郡大台町下楠字木戸口388番地1、388番地1地先
構造 鉄骨造スレートぶき平屋建
延床面積 131.66㎡
- (3) 上楠コミュニティセンター
(集会施設)
所在地 多気郡大台町上楠字中開241番地7
構造 鉄骨造かわらぶき平屋建
延床面積 208.84㎡
(集会施設用地)
所在地 多気郡大台町上楠字中開241番地17
地目 雑種地
地籍 20.00㎡
- (4) 高奈集会所
所在地 多気郡大台町高奈字久保ノ上260番地1
構造 鉄骨造スレートぶき平屋建
延床面積 167.01㎡

➤ 相手先

- (1) 宮野集会所
多気郡大台町新田
宮野区
- (2) 下楠集会所
多気郡大台町下楠
下楠区
- (3) 上楠コミュニティセンター
多気郡大台町上楠
地縁団体上楠区
- (4) 高奈集会所
多気郡大台町高奈
高奈区

議案第5号～14号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について

【理由】

大台町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年大台町条例第47号）の規定により、対象となる公の施設について、管理を委任する指定管理者を指定するもの。

【内容】

議案番号	施設名	指定管理者名
議案第5号	大台町乾燥調製施設	有限会社みのり会
議案第6号	大台町奥伊勢フォレストピア	株式会社宮川観光振興公社
議案第7号	大台町奥伊勢フォレストピア森の国工房	奥伊勢フォレストピア森の国工房共同企業体
議案第8号	大台町宮川特産品加工施設	株式会社宮川物産
議案第9号	大台町農林水産物直売施設道の駅「奥伊勢おおだい」	道の駅奥伊勢おおだい株式会社
議案第10号	美菌公園	美菌を守る会
	奥伊勢湖さくら公園	大台町ふるさと案内人の会
	湿地観察公園	下菅区
	滝谷の里公園	滝谷区
	三ッ谷池公園	栗生区
議案第11号	大台町栗谷ふれあいセンター	栗谷区
議案第12号	栗谷生活改善センター	栗谷区
	天ヶ瀬集会所	天ヶ瀬区
	江馬集会所	江馬区
	小切畑生活改善センター	小切畑区
	本田木屋生活改善センター	本田木屋区

	上真手集会所	上真手区
	熊内集会所	熊内区
	茂原集会所	茂原区
	菌集会所	菌区
	神滝集会所	神滝区
	滝谷集会所	滝谷区
	南集会所	南区
	唐櫃生活改善センター	唐櫃区
	桧原集会所	桧原区
	久豆生活改善センター	久豆区
議案第13号	大台町林業総合センター	宮川森林組合
議案第14号	大台町介護老人保健施設みやがわ	社会福祉法人あけあい会

※上記の公の施設については、全て条例第5条の規定により公募によらず特定した相手に指定管理者を指定するもの

議案第15号 大台町監査委員条例の一部改正について

【改正理由】

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い発生する引用箇所「条ズレ」について所要の改正を行うもの。

【改正内容】

第5条中、「法第243条の2の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改める。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第16号 大台町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

【改正理由】

組織の機構改革に伴い町長部局から教育委員会部局へ移管される保育関係業務に関する特定個人情報の提供に係る規定、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が公布されたことに伴う、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）別表第二の廃止等に対応するため所要の改正を行うもの。

【改正内容】

第1条による改正（機構改革に伴う改正）

- 題名中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。
- 第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供」を加える。
- 第4条第1項及び第3項中「町の執行機関」を「町長及び教育委員会」に改める。
- 第4条の次に「特定個人情報の提供」に関する規定を加える。
- 別表1に次のように加える。

2 教育委員会	大台町保育所設置条例（平成18年大台町条例第88号）による町立認定こども園及び保育所の保育料又は保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

- 別表2の次に次のように1表を加える。

機関	事務	機関	特定個人情報
教育委員会	大台町保育所設置条例（平成18年大台町条例第88号）による町立認定こども園及び保育所の保育料又は保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	町長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
			(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

第2条による改正（番号利用法の改正に伴う改正）

- 第1条中「法第19条第9号」を「法第19条第11号」に改める。
- 第2条に次の2号を加える。
 - (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
 - (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。
- 第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。
- 第5条中「法第19条第9号」を「法第19条第11号」に改める。

【施行期日】

第1条による改正：令和6年4月1日

第2条による改正：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

**議案第 17 号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について**

【改正理由】

町立中学校における部活動の地域移行について協議を行うため「大台町部活動地域移行推進協議会」と、今後の報徳診療所の医療提供体制のあり方を検討するため「大台町報徳診療所のあり方検討委員会」を設置するに当たり、委員の報酬等を定めるため所要の改正を行うもの。

併せて、既に解散した委員会の委員に係る報酬等の規定について、別表より削除するもの。

【改正内容】

- ▶ 別表第 1 に次のように加える。

大台町部活動地域移行推進協議会委員	日	5,000円	
大台町報徳診療所のあり方検討委員会委員	日	5,000円	学識経験者については、20,000円以内で町長が定める額

- ▶ 別表第 1 から次の項を削る。

三重とこわか国体大台町実行委員会委員	日	5,000円	
--------------------	---	--------	--

- ▶ 別表第 3 から次の項を削る。

三重とこわか国体大台町実行委員会専門部会委員

【施行期日】

令和 6 年 4 月 1 日

議案第18号 大台町職員の旅費に関する条例等の一部改正について

【改正理由】

大台町職員の旅費に関する条例（平成18年大台町条例第43号）など5つの条例における、旅費、費用弁償及び実費弁償のうち宿泊料等について、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に準拠するため、所要の改正を行うもの。

【主な改正内容】

- ・一般職員：法律に規定する俸給表6級以下3級以上の職の規定に準拠

➤ 現行

日当（1日につき）		宿泊料（1日につき）		
県内	県外	県内	県外	東京都及び政令指定都市
—	—	10,000円	12,000円	14,000円

➤ 改正案

日当（1日につき）		宿泊料（1日につき）		食卓料（1夜につき）
県内	県外	東京都及び政令指定都市以外	東京都及び政令指定都市	
—	2,200円	9,800円	10,900円	2,200円

※食卓料は、船舶や航空機を使用する出張等に際し、船賃及び航空賃のほかに別に食費が必要な場合に限り支給。

- ・議会議員、委員等、証人等、特別職等：法律に規定する指定職の職務にある者の規定に準拠

➤ 現行

日当（1日につき）		宿泊料（1日につき）		
県内	県外	県内	県外	東京都及び政令指定都市
—	—	10,000円	12,000円	14,000円

➤ 改正案

日当（1日につき）		宿泊料（1日につき）		食卓料（1夜につき）
県内	県外	東京都及び政令指定都市以外	東京都及び政令指定都市	
3,000円	3,000円	13,300円	14,800円	3,000円

※議会議員、特別職の日当は、県外の旅行に限り支給。

※食卓料は、船舶や航空機を使用する出張等に際し、船賃及び航空賃のほかに別に食費が必要な場合に限り支給。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第19号 大台町大杉谷地域総合センター条例の一部改正について

【改正理由】

新たに貸館に供する大台町大杉谷地域総合センターの部屋（室）について、利用時間ごとの利用料金を定めるため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

別表に次のように加える。

(単位：円)

区分	時間	8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	8:30～ 22:00	備考
	自然学習室	和室	1,000	1,000	1,500	
	調理室	2,000	2,000	3,000	7,000	

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第20号 大台町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【改正理由】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- 第5条第2項から第6項を削除及び第53条を追加
磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規程における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改める。
- 第15条第1項第2号中
「同条第11項」を「同条第10項」に改める。
- 第23条
施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことと改める。
- その他
基準府令と相違がある箇所について所要の改正を行う。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第 2 1 号 大台町報徳診療所条例の一部改正について

【改正理由】

理学療法士が実施する訪問リハビリなど、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）における「居宅介護サービス」について明文化するとともに、使用料の算定に用いる基準について整理を行い、併せて、別表で定める手数料の額について追加を行うもの。

【改正内容】

- 第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。
（6） 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する居宅介護サービス

- 第 8 条第 2 項中「介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定により算定した額」を「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 2 年厚生省告示第 1 9 号）に基づき算定した額」に改める。

- 別表に次のように加える。

その他	医療情報データ電子媒体	1 枚	1, 1 0 0 円
-----	-------------	-----	------------

【施行期日】

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 22 号 大台町国民健康保険条例の一部改正について

【改正理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が改正され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する項目の見直しによる、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の改正に伴い発生する引用箇所「条ズレ」について所要の改正を行うもの。

【改正内容】

第 12 条中、「第 9 条第 1 項若しくは第 9 項」を「第 9 条第 1 項若しくは第 5 項」に改める。

【施行期日】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日

議案第23号 大台町介護保険条例の一部改正について

【改正理由】

今後の人口や高齢化率・要介護認定者の推移、そして中長期的な介護保険事業等のサービス量と給付費、保険料を推計し策定した「第9期大台町介護保険事業計画」に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料に係る規定について所要の改正を行うもの。

【主な改正内容】

第1号被保険者の保険料を、所得に応じて13段階（第8期：11段階）に設定。

(単位：円)

	所得段階	所得などの条件	基準額に対する比率※1	保険料月額※1	保険料年額※1	第8期との年額の差額※2
本人及び世帯員全員が非課税	第1段階	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	×0.470 (0.300)	3,572 (2,280)	42,860 (27,360)	0
	第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円以下の人	×0.550 (0.350)	4,180 (2,660)	50,160 (31,920)	0
	第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	×0.705 (0.700)	5,358 (5,320)	64,290 (63,840)	0
本人が非課税かつ世帯員が課税	第4段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	×0.875	6,650	79,800	0
	第5段階 【基準額】	課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	×1.000	7,600	91,200	0

※1 第1～第3段階の所得が少ない方の保険料は、減額賦課する仕組みとなっており、第9期においてもこの仕組みは継続。()内は軽減後の比率・保険料額となる。

※2 第1～第3段階の第8期との年額の差額は軽減後の比較となる。

	所得段階	所得などの条件〈 〉内は第8期	基準額に対する比率〈 〉内は第8期	保険料月額	保険料年額	第8期との年額の差額
本人が課税	第6段階	合計所得金額が年間120万円未満の人 〈125万円未満〉	×1.125	8,550	102,600	0
	第7段階	合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の人 〈125万円以上210万円未満〉	×1.250	9,500	114,000	0
	第8段階	合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の人 〈210万円以上320万円未満〉	×1.500 〈1.550〉	11,400	136,800	△4,560
	第9段階	合計所得金額が年間320万円以上420万円未満の人 〈320万円以上390万円未満〉	×1.700	12,920	155,040	0
	第10段階	合計所得金額が年間420万円以上520万円未満の人 〈390万円以上500万円未満〉	×1.900 〈1.750〉	14,440	173,280	13,680
	第11段階	合計所得金額が年間520万円以上620万円未満の人 〈500万円以上〉	×2.100 〈2.000〉	15,960	191,520	9,120
	第12段階 新設	合計所得金額が年間620万円以上720万円未満の人	×2.300	17,480	209,760	—
	第13段階 新設	合計所得金額が年間720万円以上の人	×2.400	18,240	218,880	—

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第24号 大台町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例等の一部改正について

【改正理由】

令和6年度において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の改正に伴い、国の基準に準拠させるため、次の4つの基準条例について、所要の改正を行うもの。

- ・大台町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成25年大台町条例第2号）
- ・大台町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例（平成25年大台町条例第3号）
- ・大台町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年大台町条例第5号）
- ・大台町指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例（平成30年大台町条例第1号）

【改正内容】

➤ 第7条

管理者の兼務範囲の明確化を図るため、管理者の兼務について、提供するサービスの質を担保しつつ、効率的に運営する観点から、管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化することを求める。

➤ 第9条第2項第2号

デジタル社会の形成を図るための規制改革の推進を図るため、重要事項の文書での交付に代えて、電磁的方法により交付する方法を定めた規定について、磁気ディスク、シーディーロム等特定の記録媒体の使用を定めるものから、新たな情報通信技術の導入・活用について、円滑に対応できるよう「電磁的記録媒体」に改める。

➤ 第24条第8号及び第9号

身体的拘束等の適正化の推進を図るため、緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けることを求める。

➤ 第34条第3項

書面掲示規制の見直しを行うため、事業所内における「書面掲示」を求めている重要事項について、ウェブサイトに掲載することを義務付ける。

➤ その他

サービスの提供に必要となる人員基準等について所要の改正を行う。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第 25 号 大台町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

【改正理由】

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 73 号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表第 4 イ公安職俸給表（一）が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

消防団員等の補償基礎額（日額）等

（単位：円）

階 級	団員歴	改正案		現行
団長・副団長	10年未満	12,500	←	12,440
	10年以上20年未満	13,350		13,320
	20年以上	14,200		14,200
分団長・副分団長	10年未満	10,800		10,670
	10年以上20年未満	11,650		11,550
	20年以上	12,500		12,440
班長・団員	10年未満	9,100		8,900
	10年以上20年未満	9,950		9,790
	20年以上	10,800		10,670
消防作業従事者等	—	9,100	←	8,900

【施行期日】

令和 6 年 4 月 1 日

議案第26号 大台町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

【改正理由】

令和6年4月1日から水道整備・管理行政が、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、水道技術管理者の資格要件において、条例で引用している水道法施行規則の登録講習に関する事項について所要の改正を行うもの。

【改正内容】

第4条第1項第6号を「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者」から「水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14号第3号に規定する登録講習の課程を修了した者」に改める。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第 27号 三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議について

【理由】

令和6年度より、国税である森林環境税が創設され、その賦課徴収は、個人住民税の均等割と併せて各市町が行うこととなっている。

現在、町税の徴収が困難となっている滞納税を三重地方税管理回収機構へ徴収の移管を行っているが、同機構の規約では、国税である森林環境税の徴収について明記されておらず、今後、森林環境税を含む滞納となった個人住民税の移管ができるよう規約の変更を行うもの。

【主な内容】

第3条第1項第1号中「いる地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により個人の市町村住民税の均等割及び個人の道府県住民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税」を加える。

【施行期日】

三重県知事の許可の日

議案第 28号 令和5年度大台町一般会計補正予算（第11号）

議案第 29号 令和5年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第 30号 令和5年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第 31号 令和5年度大台町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第 32号 令和5年度大台町生活排水処理事業会計補正予算（第3号）

別冊「令和5年度 補正予算説明資料（第1回定例会）」をご参照ください。

議案第 33号 令和6年度大台町一般会計予算

議案第 34号 令和6年度大台町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 35号 令和6年度大台町介護保険事業特別会計予算

議案第 36号 令和6年度大台町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 37号 令和6年度大台町水道事業会計予算

議案第 38号 令和6年度大台町生活排水処理事業会計予算

別冊「令和6年度 当初予算の概要」及び「令和6年度 一般会計当初予算事業説明資料」をご参照ください。